

官報 號外 昭和二十一年八月八日

昭和二十一年八月八日

貴族院議事速記錄第十七號

時事小説
昭和二十一年六月七日(水曜)午前十時三十分頃
政府出資特別會計法外二十法令の施行に關する法律案可決報告書
廢止に關する法律案可決報告書

嘉慶丙午年八月某日

政府出資轉局會計法二十一

卷之三

卷之三

馬場力ナカニハ朝顔ノ空階

三田体院ニ於テ
河原シタル左ノ

出来ハ即日蒙可リ奏請シ又可決

卷之三十一 改元入歲出經算道

追加案(特第三號)

委員長より本ノ通分子検査委員会認定シタル旨ノ報告書タ

豫算委員 種田 虎雄

豫算委員
片岡直方

一、分科據當委員及第四分科會務

卷之三

官報號外 昭和二十一年八月八日 貴族院議事速記錄第十七號 議長ノ報告 會議

貴族院議事速記錄第十七號 議長ノ報告 會議

第一讀會ノ續

二九

アス、其ノ二ハ、特別會計ノ收入事務
取扱機關ノ實情ニ顧み當分ノ間之ヲ存
續セシメ從來通ニ會計事務ノ簡捷ノ
圖ルモノダアリマス、其ノ三ハ、證券
發行ノ限度ニ關スル改正、其ノ四ハ、
同會計ノ將來ニ於ケル決算上ノ損失ヲ
一般會計ヨリ補填シ得ル迄ヲ開キ同會計
計ノ運営ヲ一層簡便ニスルコトアリマ
ス、其ノ五ハ、通信事業特別會計ノ
一部ノ改正、其ノ六ハ、公債ノ財源トシ
支辨シ得ル經費ノ範圍ヲ擴張スル爲メ
同特別會計法第三條ニ所要ノ改正ヲ行
フモノダアリマス、最後ノ第七ハ、豫
備費ヲ以テ支辨シ得ル事由ノ範圍ヲ擴
張スルモノニ付キ二三ノ改正ガアリマ
ス、第三ハ、政府ハ毎會計年度ノ國有財
產増減總計算書ヲ作シテ會計報表並
ノ檢査ヲ經テ帝國議會ニ報告スルコト
ニナツチ居リマスルガ、昭和十九年慶
分ノ增減總計算書ハ戰没等ニ依リ其ノ
財產増減總計算書ヲ作シテ會計報表並
ノ檢査ヲ經テ帝國議會ニ報告スルヤウニ國
度ノモノカ二十年度ノモノカ區分ノ不
明瞭ノモノモ相當部數ニ上ルトノ豫算
ガアリマスルノデ、昭和二十一年度ト
一括シテ帝國議會ニ報告スルヤウニ國
度ノモノカ二十年度ノモノカ區分ノ不
明瞭ノモノモ相當部數ニ上ルトノ豫算
ガアリマスルノデ、昭和二十一年度ト
ス、最後ニ第四ト致シマシテ、本年二
月末日限り隨時軍事費特別會計ヲ廢止
アリマシテ、大別シテ第一ヨリ第四
瓦ル廢止又ハ改正デアルノデアリマ
ス、是ヨリ質疑應答ニ付テ申上ゲマ
ス、一委員ヨリ、特別會計廢止ニ付キ
充當スル爲ニ所要ノ改正ヲ行フモノダ
如何ニ處理スル方針デアルカ、之ニ對
シ政府委員ハ、原則トシテハ特別會計
ノ剩餘金ガ出ル場合ニハ一般會計ニ

之ヲ歳人トシテ、又不足ノ出ル時ハ一
般會計ニチ決済ヲスル、但シ所謂外地
ノ特別會計收支ハ終戦二伴ヒ見込不明
デ、此ノ處理へ國際關係モアリ、日本
政府ノミヂハ出來ナイト考ヘラマス
ルガ、相當影響ヲ受ケルト考ヘラマ
ス、内地ノ株式ニ付テハ目下ノ處、缺
損ヲ生ズルト云フニハ考ヘテ居リマ
セヌトノコトデゴザイマス、一委員ヨ
リ、特別會計ヲ廢止シ、會計制度ヲ簡
明ニスルト云ツテ、實際既ニ必要ガナ
ナクナツカモノガアリ、現在ドウナツチ
居ルカ一向分ナナイ狀態アナルノモア
ルトスレバ、果シテ是ニ簡明ナラ
シメ得ルカ疑問デ、寧ロ此ノ際
ハ外地ノ分ラヌ現狀ヲ大體国民ニ意識
デ肯ケル程度ノコトデモ示サレルコト
ガ必要ナコトト思ハレル、今意イテ廢
止ヲサレル必要ハナイデハナイカ、政
府ガヤダタロトニハ責任ヲ持ソト云フ
コトガ最モ大切デ、財ノ廢止ニ係リ責任
ガ濟シダト云ヨコトニハナラナイ、之
ニ對シマシテ、昭和二十一年度ニハ全
然新シイ收入モ支出モナク、十九年度
ト二十年度トニ收支ガアリソレガ現在
狀態不明デアリマスノデ、出來ルダケ
早ク分ラセ、決算ヲ議會ニ提出スルヤウ
ニ考ヘテ居リマス、尙外地ノ會計ノ收
支ノ中間的ノ説明ハ、齎還シテ來ル職
員、其ノ他ガ全ク書類ノ携行ヲ禁止セ
ラレ、其ノ断片的ノ記憶ニハ相當ノ喰違
ヒガアリ、ソレ等ヲ基礎トシテ報告
モ出來兼ネマス、外地官廳ノ東京出張
所トハ常ニ連絡ラシ居リマスルガ、
モ關税ガアリ、當時ノ日本ノ收支ガ必

レマスルノデ、日本政府ノ方ニモ其ノ
資料ヤ数字ガ入手來ル時期ガ來ルノ
デハナイカト日下ハ考ヘテ居リマス、
尙此ノ特別會計ヲ廢止シテモ、附則第
十二條デ、從來收支シタ分ニ付キマシ
テハ特別會計法ハ效力ヲ持ツテ居ルノ
デ、後テドウナルカ分ヌナイ、有耶無
耶ニナルト云フヤウナコトハゴザイマ
セヌトノコトデアリマス、陸海軍關係
ノモノハ次ノ議會ニ提出スル趣デアリ
マス、一委員ヨリ、現在日本政府ノ保
有正貨ト言フハ、金地金、外貨ノ合計
ト見做シテ宜シキヤト思フガ、是等ハ賠
償金ノ對象物トシテ現在二應聯合國側
カラ移動ワ禁ジラレテ居ルカト云フ質
問ニ對シマシテ、政府委員ハ、日本テ
持ツテ居リマスモノハ、政府テナク日本
本銀行テ相當ノ金地金ヲ從來持ツテ居
タ譯デアリマシテ、此ノ兩者トモ今日
デハ聯合國最高司令部ノ方カラ移動ヲ
全ク禁止サレ、凍結サレテ居ル狀態ア
リマストノコトデアリマス、同委員
ハ、現在對米爲替トシテ抜ハレテ居ル
一「ドル」對十五圓ハ暫定的ノモノトハ
思フガ、實際ノ「ドル」實質ハ遙ニ高ク
六十圓トカ七十圓トカ聞イテ居リマ
ス、將來此ノ地金ヲ正貨化スルニヒ
對米爲替ト云フモノガドンナ所ニ落實
クカトノ見込ニ付テ聞ヒ質サレマシタ
之ニ對シ、現在ニ於テハ日本通貨ノ對外
價値、爲替ハナインオーデアリマス、一
「ドル」十五圓ハ、唯米軍ノ部隊内ニ於
ケ一應換算率ヲ使シテ居ルノデアリマ
シテ、別ニ「ドル」ト日本圓トノ爲替
相場ヲ定メタモノハナインオーデアリマ
ス、將來爲替相場ガドウナルカト云フ
コトハ、結局日本全體ノ經濟力ガ、輸
出能力、輸入ノ必要ト云フ風ナモノ、

更ニソレノノ國內ノ物價水準ノ問題
ナドガ綜合サレタ結果、ソヨニ一ツノ
爲替相場ガ生レテ來ルモノト考ヘテ居
リマス、勿論金ヲ持ツテ居レバ國際貿
易ノ收支済決算ニ極メテ便宜ナルト
云フコトハゴザイマス、更ニ一委員ヨ
リ、政府出資ノ外地關係ノモノハ賠償
ニ取ラレ殆ド只ト見ナケレバナラムト
思フガ、内地關係ノ爲替ハ凍結サレ
中ニ官僚統制ガ廢止セラレテ民營ニ
移ルヤウナモノモアル、是等整理ニ付
テノ案ヲ承リタイ、又是等會社ニ對ス
ル補助金ハ全面的ニ打切ラレマスカト
云フ問ニ對シマシテ、政府補助ニ依ル
會社ノ補助金ハ打切りマス、整理ノ問
題ハ、今議會中ニ出マス軍需補償ノ打
切リニ依ツテ行ハレマスガ、政府自體カ
ラ或特殊會社ノ整理ヲ進メテ行クコト
ニハ、只今サウナツテハ居リマセス、
又財閥會社ノ整理ハ、株式整理委員會會
ガ出來テ整理サレマス、只今政府ガ積極
的ニ決メテ居ルノハ、其ノ持株會社
ノ整理ノ範圍内ニアル財閥會社ノミデ
アルトヨコトアリマス、一委員ヨリ、食
糧管理特別會計ノ收支狀態ニ付テ質問
ガアリマシタ、之ニ對シ、最近米ノ買
上價格ハ相當引上げラレ、販賣價格ハ
出來ルダケ低目ニスルト云フ政策ニ依
リ、今日ニ於テハ相當巨額ノ融損トナ
リ、此ノ七月末ニハ概不四十五億圓ニ
越スルノデハナカト思ハレル、之ヲ
賄フ食糧庫券ノ償還ノ財源ガナイ、仍
ニ移シテ一應整理ガ付クヤウニシテア
特別會計法ノ一部ヲ改正シ、其ノ附則
賄フ食糧庫券ノ償還ノ財源ガナイ、仍
百五十圓ヲ其準トシテ賣り渡スノデ五
十圓ノ開キガ出マスガ、是ハ一種ノ

補助金デノ一般會計カラ食糧管理特別
會計へ缺損ヲ見テ之ヲ補填シテ毎年
整理シテ行クヤウニ其ノ法案ヲ第五
條中ニ合メタトノコトドアリマス、
同委員ハ四十五億圓ハ殆ド赤字ト思フ
ガ、一般會計カラノ補充ガ一體將來鬼
込ミガアルノデスカ、此ノ法案ノ前文
ハ米穀輸入調節特別會計デ昭和二、三
年カラ四、五年頃農家ガ米ガ安クナ
ツテ之ヲ救濟スル爲ニ政府デ買ツチ需
給調節ヲシタノアリマズルガ、今日
ハ全ク反對ニ消費者ニ安ケ寧ツテヤル
建前ニナツチ居ル、此ノ問ニ對シマシ
テ其ノ會計が自主自辦シ得ル能力ヲ側
時出シ得ルカハ物價政策、經濟安定問
題トモ關聯シ、何時迄續ケナケンバナ
ヌカト云フコトハ分リマセストノ審
ガアリマシタ、又郵便年金、簡易保
險等外方面ヘノ投資ノ整備ハ如何、
預金者ヘノ影響如何、ト云フ問ニ對シ
マシテハ、外地ニ於ケル投資總計五億
三千四百萬圓ハ恐らく儲儀ニ向ケラレ
ルコトト思フ、併シ保險金ノ削減ノ如
キ基本的權利ノ侵害ハ極力避ケ、民間
保険ニ於ケル利益當ニ關係スル長期
還附金、或ハ滿期返還金の還シテ敷居ナ
ケレバナラヌト恩タテ居リマス、此ノ
兩者ニ對シ充ナル積立並ハ約大億圓ア
リマストノコトデアリマス、又外地デ
外ハ賞分帳廻タ停止シテ更ニ十月一日
以降ニ於テ外地ニ預入レ、引揚ゲテ或
ニ機會アル毎ニ聚銀シテ居リマスガ、
ナツテ居リマス、是等ハ九月二十三日
ノ指令ニ基クモノデ此ノ制限緩和ヲ當
箇月五百圓ノ範圍ナシ據陳シ、軍事部便
貯金ハ一千圓タリ四段り據陳ス、其ノ
昨年九月三十日以前ニ貯金シタ者ハ一
タ人ニ對シテハ拂ハナイト云フコトニ
係中ニ合メタトノコトドアリマス、

容が變更サレル場合、一部ノ改正アリス、
ルモノガアルガ、益々複雑ニナル、廢止スベキハ廢止シ、立法スベキハ、立法
セヨト云フノニ對シマシテ、政府委員
ハ元來特別會計ハ一般會計ニ對スル例
外デ、理窟ハ少イニ限ル、一般會計
ヲ見レバ國ノ財政ノ活動、國家活動ノ
全貌ガ分ルト云フノガ理想デアリマス
ルガ、且下ノ所アハ更ニ整理スルトシ
テ考ヘラレルモノハ學校ノ特別會計ア
ラウト思ヒマストノコトデアリマス
ス、一委員ヨリ政府出資ノ株式ノ未拂
込或ハ營圖ノ未拂ガ清算事務ニ入ツタ
場合ニソレガ徵收サレル、此ノ整理ヲ
ドウスルカ、又内地ノ特殊會社ニ政府
政府ノ持株ヲ打切り、會社內容ヲ堅實
ニシケレバナラヌト思フ、之ニ對シ
即ラレルト政府以外ノ政府ノ勸誘ニ依
ツタ株主ハ非常ニ迷惑ヲスル、政府ハ
給金ヲ交付スルトカ、即賞給金ヲ交
付スルヤツニナツテ居リマスルガ、終
戰後國內經濟ノ民主化ト云フ觀點カラ
政府ノ出資ニ付テモ民間ノ株式ト同様
ノ立場ヲ確立義務ヲ負擔スルノガ適當
デアルトノ關係方面ノ意図デ、別途法
律案ヲ提出スルコトニ致シマシタ、又
軍需補償デハ總動員法ニ依リ否應ナシ
ニ設備シタモノヤ、契約解除ノ補償金
ナドモ同様之ヲ打切ル處置ニスルノテ
アリマストノ御答辯アリマス、一委
員ヨリ第十條ノ地方鐵道運賃ノ値上ノ
收入ヲ平時輸送力増強ノ理由デ一般會
計ニ織入レルコトハ、法ノ精神トシテ
ハソレダケデハ濟マサレメト思フ、地

ルト云フガ、本年度四十五億、明年度二十億ノ主要食糧費ガ計上サレテ居ル、當分トハイツ迄ノコトカ、將來是シタ所、農林大臣ハ日本ノ食糧事情ハ急ニ圓滑ニナルトヘ考ヘラレス、來年豐作デモ或程度ノ輸入ニ待タネバナナム、米穀需給制度ノ調節ニ依リ生産ト消費ヲ脱合セテヤルトノ御答ヘデアリマシタ、更ニ同委員會ハ、此ノ四十五億が最モ有效ニ使用サレルカドウカラヌ、米穀需給制度ノ不備ニ關ハ増長スル、凡ソ物價ハ米價ガ基準トナル、供出後ハ自由販賣ガ宜イト思フ、尙開墾地ノ配給統制ノ不備ニ關ハ増長スル、工業ニセ力ヲ入レ安イ米ヲ外國カラ買入レ、水產ニ付テモ水產局ノ豫算ガ少ナイ、宣シク海濱立國ヲモ考ヘラレヨト申サレマシタガ、農林大臣ハ、數字ノ上ダケデハ供給需要ハ充シ得ズ、國民ハ各々其ノ所得ニ依ツテ賈ソニ居ル、主食物ハ出來ルダケ平等ニ分配ヲシテ安心ヲ與ヘネバナラス、目下供出ノ成績ガ惡イノデ配給操作ガウマク行カヌ、今日程度ノ窮乏ノ時ニ梓カル外スト、所得ノナイ者ハ饑ヘ、賈ヘル人ハ萬金ヲ出シテモ、買フヤウニナリマシテ價格ノ混亂ヲ來ス、供出割當をヤレナクナル、今後失業者ノ激増スルヤウナ時ニ自由經濟ヲ採用スルヨハ農家ノ大半ハ保有農家デナク餌米農家デアルノデアル、今後ノ開墾地ニハ從來ノ方式ニ因ハレス農業經營ヲ要スルト思フ、開拓研究所ヲ作り、適地ノ調査ヲ行ヒ、委員會ノ決定ヲ待ツコトニスル、尙失業問題セテ考ヘネバナラストノ御答ヘデアリマシタ、占領軍費用ノ經理ヲ質シタノ

ニ對シマシテ、政府委員ハ、進駐以來占領軍關係ノ假勘定トシテアツタ、其ノ後總司令部ヨリ占領費ハ賠償費ニ儂ルノカモ分ラナカツタ爲ニ、日本銀行ト云フコトニナツタノデアリマス、終點處理費ト總稱スルトノコトデゴザイマス、次ニ占領軍ノ工事ハ極メテ粗忽ナ支拂方法ヲ取ルノデ、一般勞銀等モ影響ヲ受ケ最近著シ高クナリ、生産増強ニ響キ、「インフレ」ヲ促進スル懸念ガアル、特別會計ヲ設ケ政府ガ責任ヲ以テ監督シ慣重ナ整理ヲ圖ツテハ如何カトノ疑問ニ對シテハ、大藏大臣ノ速記ヲ中止シテノ御答辯姑極ニアル、請負業者ハ企業者ト勞務業者ノ中間機關ノヤウナモノデ企業者ノ資本銀等ノ代辦ヲシテ居タ、而モ企業者カラノ支拂ヒハナク、外地預金ハ連絡サレ手足モ出ナイ名狀スベカラザル慘状ヲ呈シテ居ル、速カニ支拂ヒラスル方法ハナイカ、窮場ヲ救ハネハナク、テヌ喫緊ノコトト思フ、之ニ對シマシテ大藏大臣ハ、誠ニ同情ニ堪ヘマセヌガ、外地ニアルモノハ如何共出來才メ、又内地ニ送金サレタモノモ凍結サレ居ル、殘念ナガラ日本政府トシテ力及バヌ状況ニアリマス、仍テ内地地方金庫ヨリ金融シ得ルヤウニナツタノモ相當ノ骨折テアツタドノコトデアリマス、其ノ外ニ毎回熱心ナル質疑、懲罰

リマス、遠記録ヲ御覽頗ヒタイノニアズ
リマス、斯クテ質疑應答ヲ終リ討論ニ
シ、會計ヲ簡明ニシ、近年改正ニ次第
ニ改正テ御曉ヲ缺クガ、今後ハ其ノ内
容ガ變レバ全文ヲ隣シ、新々ニ全文ヲ
立法スルニヤサニ希望シテ賛意ヲ表サレ
マシタ、更ニ一委員ハ軍關係ヤ外地關係
ノ特別會計ノ整理ノ因難ナコトハ體
メルガ、單ニ計數的ニ辯證ヲ含スヨリ
ノミヂナク、嚴正ナル態度ヲ以テ臨み
ハ勿論、政府ノ責任ヲ明カニシ、出来未
ルダケ早ク國民ニ知ラセテ賛成ヒ
タイ、斯カシテヨソ政府ニ對スル國民
ノ信賴感ガ昂メラレルトノ實見ラ駆
テ本法案ニ贊成ニナリマシタ、採決ノ
結果、全會一致本法案ハ原案通り可決
スベキモノト決定ヲ致シマシタ、以上
御報告ラ申上ゲマス

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認マス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵梅川篤彦君 賛成
○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ナシマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシ
ト認スマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、太秦全部、第二讀會
ノ決議通りテ御異議ナシマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス、次會ノ議事日程ハ、決定
次第郵報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本
日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時三十九分散會

定價 一部 七十銭

行 種

東京都麹町區大手町
振替東京一九〇〇三五二四四
電話丸ノ内印局

郵便